

# 金城学院大学大学院文学研究科学位（課程博士）審査規程

(1994年12月19日制定)  
最終改正 2016年9月15日

(目的)

第1条 金城学院大学大学院学位規程（以下「大学院学位規程」という。）第4条第1項に基づく博士の学位（以下「課程博士」という。）の審査については、この規程の定めるところによる。

(申請資格)

第2条 課程博士の学位を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 金城学院大学大学院文学研究科博士課程・後期課程（以下「後期課程」という。）の第3学年に在学し、授業科目につき16単位以上を修得見込みで、所定の要件を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた者。ただし、特に優れた研究業績を挙げた者については、第1学年在学以上とすることができる。
- (2) 授業科目につき16単位以上を修得し、所定の要件を満たし、引き続き後期課程の第3学年に在学し、かつ、必要な研究指導を受けた者。ただし、後期課程入学後6年（在学中の休学期間を除く。）以内の者

(申請資格の認定)

第3条 博士論文提出資格の認定は、毎年度末に提出する研究経過報告書並びに研究主題に関する論文の概要及び指導教員の報告に基づき、研究科委員会が行うものとする。

(申請手続等)

第4条 課程博士の学位を申請しようとする者は、あらかじめ指導教員の許可を得て、指定された期日までに、学位申請（博士）論文題目届を文学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。

2 前項の手続きを経た者は、学位申請（博士）論文題目届が文学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）で報告了承されてから指定された期日までに、次の各号に掲げる学位申請書類を研究科長に提出するものとする。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 学位申請書                | 1部 |
| (2) 学位申請論文（以下「申請論文」という。） | 4部 |
| (3) 申請論文の要旨              | 4部 |
| (4) 参考論文（必要ある場合）         | 4部 |
| (5) 論文目録                 | 4部 |
| (6) 履歴書                  | 4部 |
| (7) 研究業績目録               | 4部 |

(学位審査委員会)

第5条 学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、次の各号の教員を含む、3名以上の教員を選出して組織する。

- (1) 申請論文提出者の主指導教員
  - (2) 申請論文提出者の副指導教員
  - (3) 申請論文提出者の所属する専攻以外の専攻の後期課程担当専任教員
- 2 審査委員会の運営のため、主査を置き、主指導教員がこれに当たる。
- 3 審査委員会の委員には、第1項各号の教員に加えて、後期課程担当専任教員以外の金城学院大学及び他大学等の教員等を含むことができる。
- 4 前各項にかかわらず、学位申請者の親族で2親等以内の者を委員に含めることはできない。

(論文の審査及び最終試験)

第6条 審査委員会は、別表に基づき、申請論文の審査を行い、その後、最終試験を行う。審査は、申請論文を受理したときから、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議決を経て審査期間を延長することができる。

2 最終試験は、論文審査が終わった後に、申請論文の内容及び研究者として自立して研究活動を行うに必要な学識と能力について、筆記又は口頭で行うものとする。

(学位審査の報告と判定)

第7条 主査は、審査委員会の議を経て次の各号を文書にして研究科委員会に報告する。

- (1) 論文審査の要旨（4,000字以内）
  - (2) 最終試験の結果
- 2 研究科委員会は、前項の報告に基づいて審議し可否を決定する。
- 3 学位審査の議決は、研究科委員会構成員（学外研修中及び休暇中の者を除く。）の3分の2以上出席の

研究科委員会で行い、合格の決定は無記名投票により出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他の事項)

第8条 大学院学位規程及びこの規程に定めるもののほか、申請論文の審査及び最終試験に関して必要な事項は、研究科委員会の議を経て決定する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経てこれを行う。

附 則

この内規は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、1999年7月8日から施行する。

附 則

この内規は、2000年4月1日から施行する。ただし、第2条(2)の規定にかかわらず、1997年度から1999年度までの後期課程単位修得満期退学者は、満期退学後3年以内で後期課程入学後6年(在学中の休学期間を除く。)以内であれば、課程博士の学位を申請することができる。また、この附則に該当する満期退学者から学位申請がなされた場合には、再入学させ、所定の費用を徴収することとする。

附 則 (2008年7月10日文学研究科委員会)

この内規は、2008年7月10日から施行する。

附 則 (2010年12月9日文学研究科委員会)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2013年4月11日文学研究科委員会)

この規程は、2013年4月11日から施行し、2013年4月1日に遡及して適用する。

附 則 (2015年1月15日文学研究科委員会)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2016年9月15日文学研究科委員会)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

別表